

おしらせ版

2月のまちの行事予定

日 曜	行 事
1 水	3歳児健康診査(個別案内) 放課後スクール・クラブ保護者説明会 19:00 上富良野小体育館2階
2 木	放課後スクール・クラブ保護者説明会 19:00 上富良野西小集会ホール
3 金	子宮がん・乳がん同時検診 7:10 かみん前出発 東児童館「まめまき」15:00
4 土	西児童館「チョコを作ろう」13:30
5 日	かみふらの雪合戦大会 8:30 社教センター横広場 第48回かみふらの雪まつり 10:00 日の出公園
6 月	定期健康相談 9:00~11:30 かみん
7 火	予防接種 (三種混合・麻しん風しん・ヒブ・小児用肺炎球菌) 9:00~10:00(受付) 13:00~13:20(接種) 母子手帳交付・妊婦相談 11:00~11:45 かみん 行政相談・心配ごと相談 13:00~16:00 かみん
8 水	
9 木	男の料理教室 17:00~19:00 かみん 町立病院夜間診療 17:30~19:00(受付)
10 金	広報かみふらの2月10日号発行
11 土	建国記念日 公民館講座「雪とアートで遊ぼう」 13:00~16:00 公民館 ウィンターサーカス 17:00~20:00 見晴台公園・ トリックアート美術館前
12 日	ウィンターサーカス 17:00~20:00 見晴台公園・ トリックアート美術館前
13 月	定期健康相談 9:00~11:30 かみん
14 火	予防接種(ポリオ・BCG・ヒブ・小児用肺炎球菌) 9:00~10:00(受付) 13:00~13:20(接種) 母子手帳交付・妊婦相談 11:00~11:45 かみん
15 水	胃がん・大腸がん検診 6:30~9:00 かみん マタニティ教室「いきいきママ」 13:30~15:30 子どもセンター
16 木	町議会議会運営委員会 9:00 役場 育児教室(3か月児対象)にこにこ赤ちゃん」 13:30~15:30 子どもセンター 中級英会話教室 19:00~20:30 社教センター

ホームページ <http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp>
Eメール jichi@town.kamifurano.lg.jp
発行/編集 上富良野町/町民生活課自治推進班

日 曜	行 事
17 金	
18 土	東児童館「おやつ作り」13:30
19 日	道民家庭の日
20 月	定期健康相談 9:00~11:30 かみん 免許更新時講習(優良) 13:00~13:30 消防2階大会議室
21 火	予防接種 (三種混合・麻しん風しん・ヒブ・小児用肺炎球菌) 9:00~10:00(受付) 13:00~13:20(接種) 減脂教室(生活習慣病予防教室) 10:30~13:00 かみん 母子手帳交付・妊婦相談 11:00~11:45 かみん 心配ごと相談 13:00~16:00 かみん
22 水	
23 木	町立病院夜間診療 17:30~19:00(受付) 中級英会話教室 19:00~20:30 社教センター
24 金	広報かみふらの2月25日号発行 こころの健康づくり講演会「働き盛りの男性と家 族のメンタルヘルス」18:00~19:30 かみん
25 土	こども映画祭 13:30 西児童館
26 日	長なわとび大会 8:30 社教センター
27 月	町議会厚生文教常任委員会 9:00 役場 定期健康相談 9:00~11:30 かみん
28 火	町議会総務産建常任委員会 9:00 役場 母子手帳交付・妊婦相談 11:00~11:45 かみん
29 水	7か月児乳児相談(個別案内) 10か月児乳児相談(個別案内) 4か月児健康診査(個別案内) 1歳6か月児健康診査(個別案内) 町議会議会運営委員会 9:00 役場

忘れずに2月29日(水)までに納めましょう。

- 国民健康保険税(第8期)
- 後期高齢者医療保険料(第8期)
- 介護保険料(第8期)

「まちの行事予定」やお知らせコーナーに掲載している行事予定は、日時等が変更になる場合がありますので、主催者等にご確認をお願いします。

(傍)…傍聴可 (公)…会議録を町政情報提供コーナーで公開

協働のまちづくり

問合せ
町民生活課自治推進班
☎6985

12月に開催された協働のまちづくり推進委員会で協議された内容をお知らせします

協働のまちづくり推進委員会

協働のまちづくり推進委員会では、協働のまちづくりを推進するための会議が行われています。

平成23年度第6回会議

平成23年度第3回会議「地域の拠点づくり」をテーマにワークショップを行った意見を基に、前回会議に引き続き、地域の拠点づくりについて話し合いました。

主な意見

●富良野市では、市民活動団体が市民の生きがいや居場所を作ろうという活動をしている。旭川市では、自宅を開放してサロンを開設している。これらは、行政に頼らず、住民パワーを発揮している。

●上富良野町では富町で月1回おしゃべり交流会をしている。ある研修に行った人が呼び掛けて始まった。また、ふれあいサロンは、多くの住民

会で開催している。

●本来のサロンは、好きな者が好きなように集まるもので、そこに子どもがいてもいい。ただ、足が無くて行けない人に配慮しなければならぬ。

●託老所というのは、高齢者が健康的な生活をするのにも役に立っている。町が運営するとなると大変だと思つた。



男女共同参画社会

2



男女共同参画

ちよつと難しい話で恐縮ですが、男女共同参画の基礎の部分をお話させていただきます。

「国連」は、一人の人が生きてきて、より多くの可能性を実現できることを目的のひとつとしています。

国連は、それを邪魔するものは何かを考えたところ、先進国や発展途上国、あるいは貧富の差、恵まれた環境やどんなひどい環境でも共通する格差は社会的性差(ジェンダー)であることに気がつきました。

この世界共通の課題を解決しようと国連は、昭和54年に「女子差別撤廃条約」を提唱し、多くの国がそれに同意しました。

日本では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。平成12年からほとんどの都道府県や政令指定都市が追随し、男女共同参画条例を整備しています。道内では平成12年制定の様似町を始めとして、平成22年4月現在で、16市町が男女共同参画条例を制定しています。

□近代家族

日本では、子どもは、教育を受け、女性は、専業主婦として子育てを

し、高齢者は、年金生活をし、それを支える男性は、働いてきました。

それぞれが役割を分業する社会です。これを「近代家族」といいます。

□近代家族の問題

次のような問題が起きました。

○子ども：いじめ問題や受験競争でストレスを抱えている。

○主婦：核家族化の中で子育てに孤軍奮闘、大きなストレス、主婦のうつ病が広がる。

○高齢者：老後、自分の存在価値や生きがいが見つけられない。

○労働者：子ども、主婦、高齢者を一人で支える労働者は、働くことだけを求められ疲れ切ってしまった。

この問題を解決するために男女共同参画という考え方が生まれましました。

男女が共同して社会に出て働き、家庭生活を営むことで、男女間のアンバランスな負担をなくするというものです。

次号では、近代家族と男女共同参画の関連をお話します。



所得税の確定申告が始まります

2月16日(木)から平成23年分の所得税の確定申告の受付と相談が始まります

平成23年分の所得税の確定申告の相談・受付

平成23年分の所得税の確定申告の窓口での相談・受付が始まります。

申告受付・相談期間

2月16日(木)～3月15日(木)

申告受付・相談会場

○富良野税務署(富良野市桂木町3番2号)

○役場1階相談室

持ち物

○印鑑

○前年の確定申告書の控え

○源泉徴収票(原本)

○国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の支払証明書

○国民年金保険料は、日本年金機構から送付された控除証明書が必要で
す。

○医療費控除の対象となる領収書(原本)

その他各種控除に必要な書類

○申告者の還付先の口座(本人名義)がわかるもの

事業所得(営業・農業・不動産)がある方は、必ず収支内訳書又は青色申告決算書を作成してください。作成されていないものは、受け付けることができません。ご注意ください。

減価償却費も必ず計算をしてください。



平成23年分確定申告書記載説明会

富良野税務署では、確定申告の相談及び受付前に還付対象者向けの「平成23年分確定申告書記載説明会」を開催します。

対象者

○収入が公的年金のみの方

○給与収入のある方で、医療費控除・住宅借入金特別控除の申告のある方(事業所得及び譲渡所得がある方は対象になりません)

日時 2月7日(火)・8日(水)

10時～12時 13時～16時

場所 消防2階大会議室

持ち物は通常の確定申告と同じです。

その他 還付申告は、2月1日から町民生活課税務班で受け付けることができます。

公的年金などを受給されている皆様へ

平成23年分以後の各年分について、公的年金などの収入金額の合計額が40万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

ただし、所得税の還付を受けるための確定申告を提出することができません。

問合せ

そのほか不明な点などありましたら、お問合せください。

町民生活課税務班

☎6989

税金の話に

ちよっつと(お耳)お目?)を...



はじめまして。私は税金の徴収を担当している徴収力たしやくりき
(本名ではありません)といます。

現在、町では税金の徴収に力を入れていまして、昨年度は173件、今年度は12月末時点で161件の滞納処分差し押さえをしました。滞納の実態と徴収担当の思いについて、ほんの少しですが皆さんにお伝えしたいと思います。

納税は義務です！

小学校の社会科の問題です！「国民の3大義務」は「教育を受けさせる義務」「勤労の義務」、あと一つはなんだ？？ 答えは、納税の義務。日本国憲法第30条には「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」とあります。「納税は義務」なのです!!

しかし一部ではありますが、その義務を果たさない(果たせないではなく)方たちがいます。払えるのに払わな

い、払いたくないから払わない、そんなことが許されていいのでしょうか？ダメですよ。だからこそ国税徴

収法には、税金の滞納があれば「財産を差し押さえなければならない」と規定されているのです。

税金は自主納付が原則。納付がなければ強制的に徴収するしかありません。義務を果たす人と果たさない人の公平性を確保するのが滞納処分差し押さえ)であり、それをサボらず(?)執行していくのが私、徴収力に与えられた義務なのです(うまく義務でまとまりました)

こんな人がいるんです！

税金の滞納実態を皆さんに知っていただくため、私、徴収力に浴びせられた言葉を、ほんの一部ではあります、が、ノンフィクションでお届けします。

事例①「家のローンが多くて、固定資産税が払えない」「車のローンや個人的な借金があつて税金が払えない」
このような人には、私はこう言っています。「払うべき税金を払わずに、家や車のローンを払うのは、払うべき税金を個人的なものに使用しているのと同じ。皆さんの税金で家を建てたり、車を買ったりしているのと同じことですよ」と。皆さん、いろいろな出費をやりくりして税金を払っていると思います。それなのに、ああそれなのにつ(きみまるる風に)、「家のローンがきつくて固定資産税が払えない」なんて「???」だと思いませんか？

事例②「こんな給料で、なんで税金がこんなに高いんだ。飯も食わないで死ねって言うのか？ 払えるわけないだろ」

町道民税や国保税は収入や家族構成によって税額が決まります。同じような収入があり、同じような家族構成で同じような税額になります。そして、ほとんどの人がきちんと納期内に納税しています。この大多数の納期内納税者の皆さんが「バカ」を見るような状態は、絶対に許してはいけません。だからこそ「逃げ得」「納め損」「正直者がバカを見る」などということがないよう、財産の差し押さえを行ってでも納税していただく必要があると強く思うのです。

事例③「自分は税金の恩恵は何一つ受けていないのに、なんで税金を払わなきゃならないの？」

通常の生活をしていて、税金の恩恵を受けていない人っているのでしょうか？ 私道を除いた公道は税金で作られ、管理されています。道路を利用しない人はいないでしょう。学校、私立学校(含む)にも税金は使われています。公園や公共施設はもちろん、民間活動への補助金という形で間接的に税金が投入され、皆さんの生活を支えているケースもあります。恩恵が全くないなんて「???」だと思いませんか？

事例④「2人でガソリン代かけてわざわざ徴収に来て、いくらコストがかかっていると思ってるんだ。ムダ遣いじゃがって」

町の税金を滞納していて、近郊の町に住んでいる方がいました。預金相当地額あるのは調査でわかっていましたが、事情を聞くために自宅を訪問。不在のため「連絡をください」と書いた紙をポストに投函。そして、後日来た電話で開口一番にこの言葉!! そもそもこの人に滞納がなければ行く必要もありません。確かに滞納する人がいなければ私のような担当は不要になりますので、無駄と言われれば無駄かもしれませんが、しかし、納めるお金があるのに納税しない人がいる限り、「ムダ」は無くせないことは、「ご理解いただけ」と思います。

こんな話をよく耳にします

いきなりの差し押さえとはひどいんじゃない?

税金は納期内に自主納付するのが大原則ですが、納付がない場合は20日以内に督促状を送付します。そして、督促状発送日から10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納者の財産(預金、給与、生命保険、不動産、自動車、動産電化製品や貴金属など)を

「差し押さえしなければならぬ」と法律に規定されています。町の督促状には「財産を差し押さえることになります」と記載していますので、「いきなり」の差押ということはありません。

督促状なんて見ていない! 送られてきたことなど一度もない!!

督促状は納期ごとに必ず発送します。「送られてきたことが一度もない」ということはありませんが、郵便については通常届くと考えられる時に「届いたと推定される」とされており、その効力は郵便受けに投函された時に発生することとなっています。受け取る側が届いていないことを立証することになります。

勝手に財産を調べて差し押さえするのは、プライバシーの侵害だ!!

税務職員には、滞納者について調査する権限が与えられています。他の自治体への現住所や身辺状況の調査、銀行への預貯金の調査、勤務先への給与の調査などは、国税徴収法・地方税法により認められた行為で、個人情報保護法には違反しません。

また、調査を受けた関係機関関係者(は協力しなければなりません。

払っているのに差し押さえするとは!!

事情があつて納期内に納付できない

場合、納税誓約書などによりその後の納税の約束をしますが、毎月払う約束をしても守られない月があつた場合などは差し押さえを執行します。

滞納している事実をもって「差押えなければならぬ」と法律に書かれていますので、とりあえずテキストに払っておけば差し押さえはされないと考えるのは間違いです。

そんなことまでできちゃうの?

税務職員には「搜索」という強制調査の権限まで与えられています。滞納処分(差し押さえ)のための搜索には自力執行権が与えられており、令状は必要ありません。住宅や事務所、店舗などを搜索することにより動産(現金や物品)の差し押さえや自動車のタイヤロックなどを行ないます。なお、玄関の鍵を開けないなどの場合は、鍵を壊して進入することもできますし、業者に依頼して鍵を開けてもらうこともできます。壊した場合は弁償する必要がなく、業者に依頼した場合の費用は、差し押さえにかかった費用として滞納者の負担となります。

差し押さえたものはどうするの?

預貯金であれば、差し押さえた金額を金融機関に町の口座に振り込んでもらい、滞納している税に充てます。物品や不動産を差し押さえた場合は、公売して現金化したうえで滞納している

税に充てます。町では、より高額で売却する方法として「インターネットオークション」の導入を、近々予定しています。

事情がある場合は相談を

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に税金の支払いが困難になった場合は、納期内に町民生活課税務班に相談してください。聞き取りにより状況を考慮し、徴収の猶予などの措置を取ることもできますが、並行して財産調査も行ないますのでその結果、申し出ている内容にそぐわない財産を見つけた場合や、納付の約束が守られない場合は滞納処分を行ないます。

町では、今後も滞納処分を強化していきます。事情により納付が困難な場合は、そのまま放置せず、まずは連絡してください。

問合せ

納税に関するご相談など、詳しくはお問合せください。

問合せ

町民生活課税務班

☎6989

皆さんのご意見をお寄せください

第5期介護保険事業計画(素案)

計画策定の趣旨

第5期介護保険事業計画は、介護保険制度や高齢者に関する保健福祉事業の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標を定めるものです。

この計画は、介護保険事業計画(介護保険法)と地域福祉計画(老人福祉法)を一体的に策定するもので、介護保険制度施行後の計画としては、第5期目となります。

計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間です。

計画の法的根拠

介護保険事業計画は介護保険法第117条の規定に基づき、介護保険の給付対象となるサービスの種類・量の量を見込むなど、上富良野町の介護保険運営の基礎となる事業計画です。

計画の策定

本計画の策定は、介護保険全般にわたる関係者からなる運営協議会を10月より開催し、10名の委員から様々な意見をいただきながら計画づくりを進めています。

計画素案のパブリックコメント(意見公募)を踏まえて、町の計画として決定していきます。

基本理念と基本目標

●基本理念

高齢になっても安心して、生き生き暮らしていけるまちづくり

●基本目標

高齢者が住み慣れた地域や自宅で自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護などの様々なサービスが適切に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築をめざします。

地域支援事業の展開

介護予防事業、任意支援事業、在宅福祉サービス

認知症支援施策の充実

特定健診による重症化の予防、認知症の理解(学習)

高齢者の住まい

高齢者が安心して住むことができる住まいについての環境づくり

医療との連携

医療機関と連携
サービス基盤整備

地域密着型サービスの充実

互助・インフォーマルな支援計画

地域の住民主体の見守り活動やボランティア活動の推進



募集期間

1月25日(水)～2月24日(金)

閲覧方法

●次の9か所の施設で閲覧できます。

①役場

②保健福祉総合センターかみん

③社会教育総合センター

④公民館

⑤町立病院

⑥上富良野郵便局

⑦JR上富良野駅

⑧中茶屋

⑨JAふらの上富良野支所

●町のホームページでも閲覧できます。
<http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp>

提出方法(様式は自由です)

①持参

②郵送

③ファックス

④電子メール

⑤町民ポスト(9か所)

●ご意見に住所・氏名又は団体名・電話番号を記載してください。記載のない場合は、無効になります。

結果の公表 3月下旬

問合せ

☎071-0596

上富良野町大町2丁目8番4号

保健福祉総合センターかみん

保健福祉課介護保険班

☎69987 FAX 45788

メール

kaigo@town.kamifurano.lg.jp

国民年金

口座振替にしませんか

町民生活課総合窓口班
☎6985

口座振替を利用すると納め忘れの心配がなく、払い込みの期間が省け便利です。

一定期間をまとめて前納すると割引がありますが、納付書での前納より口座振替の前納のほうが、割引額が高くお得です。クレジットカードでの納付もできます。

平成24年4月分からの1年前納、6か月前納の口座振替を希望する方は2月末までに手続きください。
口座振替の申込みに必要なもの
○年金手帳など○基礎年金番号がわかるもの

口座振替の方法	保険料額	割引額	振替日
毎月	15,020円		翌月末
早割り	14,970円	50円	当月末
6か月前納 ・4月～9月 ・10月～翌年3月	89,100円	1,020円	4月末 10月末
1年前納	176,460円	3,780円	4月末

○預金通帳
○預金通帳の届出印
手続・問合せ
町民生活課総合窓口班
☎6985

後期高齢者医療制度

高額介護合算療養費

町民生活課総合窓口班
☎6985

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

平成22年8月1日から平成23年7月31日にかかった医療と介護の自己負担額が、表の基準額を超えた場合、超えた額が「高額介護合算療養費」として支給されます。(医療と介護のいずれかの自己負担が0円の場合は対象となりません。また、支給額が500円未満の場合は支給されません。)

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	67万円
	一般	56万円
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ 31万円
		区分Ⅰ 19万円

支給対象者には2月に入ってから、申請書を送付します。

区分Ⅰ 世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合)、受給額80万円以下)又は老齢福祉年金を受給している方

区分Ⅱ 世帯全員が住民税非課税の方

問合せ

町民生活課総合窓口班

☎6985

北海道後期高齢者医療広域連合
011-290-5601

開催します

見晴台公園利用ワークショップ

建設水道課建設班
☎6981

見晴台公園利用について、町民の皆様からご意見をいただくため、ワークショップを開催します。

ぜひご参加ください。

日時 1月31日(火) 18時

場所 保健福祉総合センターかみん

問合せ

建設水道課建設班

☎6981

雪とアトで遊ぼう

教育振興課社会教育班

☎5511

公民館講座「雪とアトで遊ぼう」を開催します。

日時 2月11日(土) 13時～16時

場所 公民館

対象 小学生(親子で参加可能)

内容 冬や雪をテーマにしたアートワークなど。

服装 スキーウェア、手袋、帽子など屋外で活動できる服装

定員 20人

申込み 2月2日(木)までに社会教育総合センターへ申込用紙を提出してください。

問合せ

教育振興課社会教育班

☎5511

マイプラン・マイスタディ

教育振興課社会教育班

☎5511

大嶋啓介さんに講演をしてもらおう実行委員会では「子どもたちのために元気な大人をたくさん増やそう」を趣旨に、マイプラン・マイスタディ講座として講演会を開催します。参加を希望する方は事前にお申込みください。

日時 2月14日(火)

高校生以下 17時～18時

問合せ

大雪・富良野ルートサポートセンター(担当芝崎)

☎0166-5731

一般 19時～20時40分
場所 公民館

講師 大嶋啓介氏(居酒屋つぺん創業者)

参加料 高校生以下 無料
一般 1千円

定員 320人

申込み・問合せ
申込み締切 2月7日(火)

林敬永・大嶋啓介さんに講演をしてもらおう実行委員会事務局次長)

☎090-6992-8524

早期・深夜の電話はご遠慮ください。

ウィンターサーカス

総務課企画財政班

☎6980

シーニックバイウェイ「ウィンターサーカス」が開催されます。

日時 2月11日(土)・12日(日) 17時～20時

会場 深山峠、見晴台公園

シーニックバイウェイ北海道大雪・富良野ルートホームページ
http://www.taisetsu-turano.jp/wintercircus/

問合せ

大雪・富良野ルートサポートセンター(担当芝崎)

☎0166-5731

食生活改善推進員養成講座

保健福祉課健康推進班
☎6987

食を通じた健康づくりのための食生活改善推進員養成講座を開催します。

日時 2月20日(月)・27日(月)・3月1日(木)・8日(木)・12日(月)・21日(水)・26日(月)の午前中

場所 保健福祉総合センターかみん

内容 生活習慣病予防、食生活や栄養、調理実習、運動などの学習や町の介護保険、国民健康保険、福祉の現状などの学習

対象 町内在住の成人
定員 24人
申込締切 2月10日(金)
申込み・問合せ 保健福祉課健康推進班 ☎6987

こころの健康づくり講演会

保健福祉課健康推進班
☎6987

「働き盛りの男性と家族のメンタルヘルス」ストレスからくる感情や身体症状を見逃さないために」と題し、「こころの健康づくり講演会を行います。

日時 2月24日(金) 18時

場所 保健福祉総合センターかみん

講師 富家直明氏とみけなほあきら 北海道医療大学心理学部準教授)

内容 「働き盛りの男性の心の健康づくりと身近な人の関わり方を知る」

保健福祉課健康推進班
☎6987

中級英会話教室

教育振興課社会教育班
☎5511

中級英会話教室を開催します。参加は無料です。

日時 2月16日～3月15日の毎週木曜日 19時～20時30分

場所 社会教育総合センター

講師 グレン・オグデン(英語指導助手)

対象 高校生以上の方

定員 20人
申込期限 2月13日(月)

申込み・問合せ

教育振興課社会教育班
☎5511

長なわとび大会

教育振興課社会教育班
☎5511

長なわとび大会を開催します。

日時 2月26日(日) 8時30分

場所 社会教育総合センター
部門 小学生の部、一般の部(中学生以上)

参加料 一人100円(1チーム9人で編成)

申込期限 2月23日(木)

その他 長なわの貸し出しをします。お申し出ください。数に限りがあります。

申込み・問合せ

教育振興課社会教育班
☎5511

募集します

指導員募集

教育振興課社会教育班
☎5511

放課後ボランティアを募集します。(有償ボランティア)を募集します。

内容 放課後スクール・クラブ事業の活動指導と安全管理

活動時間など

○月～金曜日 放課後～18時
○土曜日 8時30分～18時20分(交替)

活動回数、活動時間、活動地は変則シフトにより、週1～6日以内の活動になります。

報酬 謝金
募集人員 若干名



番二紙
交三報
広報

富良野警察署
☎20110
上富良野交番
☎2039

詐欺の被害防止

振り込め詐欺は、被害者の弱みや親子の情愛などにつけこむ悪質な犯罪です。不審な電話がかかってきたり、身に覚えのないメールなどが送られてきたら警察や家族に相談しましょう。

「電話番号が変わった」という電話は詐欺です。必ず変更前の電話番号に電話をかけてみましょう。

在宅している時に物物理的に犯人からの電話を遮断するためにも留守番電話に設定しましょう。

オレオレ詐欺は子どもや孫への親愛の情を逆手に取る犯罪です。家族間で相互に連絡を取り合い、家族の絆で被害を防止しましょう。

あやしい電話がかかってきた場合は、電話番号、口座番号、現金の送り先を聞き、すぐに警察に連絡するようお願いいたします。

サイバー犯罪防止

インターネットを利用したトラブルに巻き込まれないよう次の点に注意しましょう。

- あやしいサイトには安易にアクセスしない。
- むやみやたらに個人情報や流さない。
- フィルタリングソフトやウイルス対策ソフトを導入する。

路上駐車は止めましょう

路上駐車は、通行の妨害や交差点事故などの原因、緊急車両の活動の妨げ、排雪作業など道路作業の障害になるため、やめましょう。

12月の町内交通事故発生状況

()は前年比較	
人身事故発生件数	: 0 (-4)
死者数	: 0 (±0)
傷者数	: 0 (-6)
物損件数	: 22 (+7)

毎月15日は『道民交通安全の日』

地域に密着した情報を配信中!! 富良野警察署ホームページ <http://www.furano-syo.police.pref.hokkaido.jp/>

対象 児童健全育成に意欲のあるおおむね65歳以下の健康な方

申込方法 放課後プラン事業指導員申込書に記入し、提出してください。

提出期限 2月7日(火)

申込み・問合せ

教育振興課社会教育班
☎5511

公表します

指定管理者の指定

総務課 総務班

☎6400

日の出公園施設、吹上温泉保養センター、パークゴルフ場を管理運営する指定管理者について、平成23年上富良野町議会12月定例会で次のとおり議決されましたので、お知らせします。

指定期間はいずれも平成24年4月1日～平成29年3月31日(5年間)です。

●日の出公園施設 日の出公園、

日の出公園オートキャンプ場、上富良野町営スキーリフト)

指定管理者 株式会社上富良

野振興公社

●吹上温泉保養センター

指定管理者 株式会社上富良

野振興公社

●上富良野町パークゴルフ場

指定管理者 株式会社シー・エス・ティ

補助します

合併処理浄化槽設置など

町民生活課生活環境班

☎6985

平成24年度中に専用住宅に合併処理浄化槽を新規設置、又は単独浄化槽を廃止して合併処理浄化槽を設置予定で、補助を希望する方を調査します。申込書により申し出をしてください。

対象 下水道整備計画区域外にお住まいの設置予定の方

件数 20件程度

予算範囲内での補助金額により締め切ります。

補助金額 設置補助 補助基準額の90%以内(限度額あり)

促進補助 トイレ1基6万円、

トイレ2基9万円、排水設備

工事1万円、単独浄化槽廃止

申出期限 3月14日(水)

申し出多数の場合は、抽選を行います。

申し出・問合せ

町民生活課生活環境班

☎6985

ご協力ください

平成24年経済センサス

総務課 総務班

☎6400

経済センサス活動調査は、全産業分野の事業所・企業の経済活動の状態を明らかにし、各種統計調査の基礎となる情報の整備を目的に実施します。町内全ての事業所などの皆さんにご協力を願います。

調査期日 2月1日

調査方法 調査員が1月下旬に調査票を配布し、2月中旬頃に回収に伺います。

調査結果の活用 地域の産業振興、商店街や中心市街地の活性化のための基礎資料として利用されます。調査票の内容は秘密が厳守されます。

問合せ

総務課総務班

☎6400

注意しましょう

冬の事故注意

上富良野消防署

☎2119

冬期間、次の事項に注意しましょう。

○ストーブの給排気口

FFストーブや給湯器の給排

十勝岳の火山活動概報(2011年12月)

『活動状況及び予報警報事項』 噴火警戒レベル1 平常

地震活動、噴煙活動ともにおおむね静穏に経過しており、火口周辺に影響を及ぼす噴火の兆候は認められません。2006年からみられている62 2火口直下浅部の膨張を示す地殻変動は現在も続いており火山活動の推移に注意が必要です。

平成20年12月16日に噴火予報(噴火警戒レベル1 平常)を発表しました。その後、予報警報事項に変更はありません。

『噴煙及び熱活動』

62 2火口の噴煙の高さは火口縁上おおむね200m以下で、噴煙活動は低調に経過しました。大正火口の噴煙の高さは火口上100m以下で、2010年5月頃から噴気量がやや多い状態が続いています。

『地震活動』

今期間発生した火山性地震は少なく、地震活動はおおむね低調に経過しました。震源はグラウンド火口周辺及び旧噴火口付近の浅い所に分布しました。

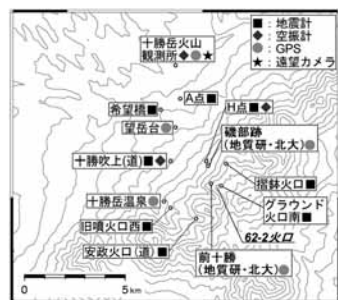
火山性微動は観測されませんでした。

『地殻変動』

GPS連続観測では、62 2火口に近い前十勝観測点において浅部の膨張を示すと考えられる変動が認められています。より広域の地殻変動を示す変化はありません。

問合せ 旭川地方気象台技術課

☎0166326368



作業しましょう。

○救急車などの緊急走行

滑りやすい路面になっていきますので、緊急車両の接近に対して余裕を持って対応できる運転を心掛けましょう。冬期間でも緊急車両が通行できる場所に駐車するようにしましょう。

北方四島

北方領土の日

総務課 総務班
☎6400

2月7日は「北方領土の日」

北方領土の日は、1855年に日露間の国境を択捉島とウルップ島の間で定めた「日露通好条約」調印の日を記念し、昭和56年に定められました。

択捉・国後・色丹・歯舞は日本の領土です。



北方四島(色丹島、択捉島、国後島、歯舞群島)

参加しませんか

青年国際交流事業

町民生活課 自治推進班
☎6985

内閣府では、平成24年度に実施する国際交流事業「国際青年育成交流、日本・中国青年親善交流、日本・韓国青年親善交流、青年社会活動コアリーダー育成プログラム、世界青年の船、東南アジア青年の船」の参加青年

を募集しています。
問合せ

内閣府子ども若者・子育て施策
総合推進室青年国際交流担当
☎03 3581 1181

http://www.cao.go.jp/koryu/

配布します

電話お願い手帳など

保健福祉課 福祉対策班
☎6987

NTT東日本作成の、耳や言葉の不自由な方などが外出先などで、用件や連絡先などを書いて近くの人に「私の代わりに電話をかけてください」とお願いする際に使用する「平成24年度版電話お願い手帳」とファックス送信用紙「ふれあい速達便」を配布しています。ご希望の方は保健福祉課まで申し出てください。

問合せ

保健福祉課 福祉対策班
☎6987

ご相談ください

行政相談

総務課 総務班
☎6400

行政相談を行います。国の仕

事やサービス、各種制度の手続き、困りごとや苦情・意見・要望をお気軽に「ご相談ください」

担当する役所が不明の場合や複数の役所にまたがる場合などでも「ご相談ください」。

日時 2月7日(火) 13時～16時

毎月第1火曜日

場所 保健福祉総合センターかみん

行政相談委員

田中博 南町2丁目1番13号

☎2882

問合せ

総務課 総務班 ☎6400

はーとまねーセンター

保健福祉課 健康推進班
☎6987

多重債務などを理由に心の問題を抱えている方を対象に毎月1回、司法書士が債務などの生活相談、保健師が心の健康相談に心じます。

事前予約が必要です。

日時 2月9日(木)

13時30分～15時30分

原則第2木曜日

申込み・問合せ

はーとまねーセンター(富良野保健所内)
☎33161

忘れずに

免許更新時講習

町民生活課 生活環境班
☎6985

優良講習(30分)

2月6日(月) 13時

2月15日(水) 13時

富良野地域人材開発センター

2月20日(月) 13時

上富良野消防署大会議室

一般講習(1時間)

2月6日(月) 14時

2月15日(水) 14時

富良野地域人材開発センター

違反講習(2時間)

2月10日(金) 13時

2月24日(金) 13時

富良野地域人材開発センター

＊運転免許証更新連絡書で確認のうえ、受講前に必ず免許更新手続きを警察署で行ってください。

問合せ

富良野地方交通安全協会
☎20110

富良野圏域

住民講座

富良野地域人材開発センター
☎22619

住民講座が開講されます。い

ずれも時間は18時30分～20時、定員は10人です。

ワード図形活用コース

○日程 2月14・16日

○受講料 4千500円

○内容 図形作成の基本、複数図形の操作、ツールの活用方法。

エクセルコース

○日程 2月21・23・28日、3月1日

○受講料 7千円

○内容 文字や数値、連続データの入力、四則演算、罫線を含む表の編集を学習

問合せ

富良野地域人材開発センター
☎22619

町職員人事

退職者のお知らせ

総務課 総務班
☎6400

町職員人事(12月31日付)をお知らせします。

●退職

▽町立病院看護師
高田 美津子